

東京電力（株） 福島第一原子力発電所

不適合管理委員会報告情報

平成19年 1月29日分

◆不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）を言います。  
法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成19年 1月29日に不適合管理委員会で審査された不適合事象は、下記のとおりです。

区分Ⅰ：該当なし

区分Ⅱ：該当なし

区分Ⅲ：該当なし

その他：23件

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	プロセス計算機のプログラム調査において、プロセス計算機仕様書入出力一覧表の入力計器（原子炉給水流量）タグNO.等に誤記が認められたため、対応検討	C	
2	2号機	発電機軸電圧測定装置において、動作不良（ゼロ調整不能）が認められたため、当該ゼロ調整切替スイッチを点検・修理	D	
3	2号機	計装用空気系空気圧縮機（A）において、本体の出口フランジにエアリーク（微量）が認められたため、当該フランジを点検・修理	D	
4	2号機	プロセス計算機のプログラム調査において、計算項目仕様書の処理周期（原子炉熱出力）等に誤記が認められたため、対応検討	C	
5	2号機	原子炉給水ポンプ駆動用タービン（A）軸シール蒸気排気管圧力計において、指示不良（ドリフト）が認められたため、当該圧力計を点検・修理	D	
6	2号機	主タービン起動操作において、潤滑油冷却器の冷却水入口弁の開度不足による軸受給油温度の上昇が認められたため、対応検討	C	
7	3号機	タービン建屋補機冷却系熱交換器（C）海水入口ベント配管において、振動が認められたため、対応検討	C	
8	3号機	サービス建屋洗面所排気ファンにおいて、ベルトの外れが認められたため、当該ベルトを点検・調整	D	
9	3号機	計器設定に関する確認において、廃棄物処理系床ドレンサンプルタンク液位発信器等（他2台）の計器仕様表記載のタンク概略図等に誤記が認められたため、対応検討	C	
10	4号機	プロセス計算機のプログラム調査において、プラントデータ（BOP）性能計算仕様書の主蒸気流量の計算項目に誤記が認められたため、対応検討	C	
11	4号機	原子炉建屋換気空調系ユニットヒータ入口母管において、ドレントラップの動作不良（カタカタ音）が認められたため、当該トラップを点検・修理	D	
12	4号機	屋外山側配管トレンチ点検口において、蓋に腐食が認められたため、当該蓋を点検・修理	D	
13	4号機	原子炉再循環系MGセット（B）補助油ポンプ（B1）出口弁において、ボンネット部に油のにじみが認められたため、当該部を点検・修理	D	
14	4号機	廃棄物処理系廃液サンプルタンク液位スイッチ（移送ポンプ自動停止用）において、設定不良（ドリフト）が認められたため、当該液位スイッチを点検・修理	D	

No.	号機等	不適合件名	グレード	
15	4号機	原子炉再循環系MGセット（B）において、潤滑油フィルタ下部ドレン配管接続部に油のにじみが認められたため、当該部点検・修理	D	
16	5号機	屋外油ドレン処理設備サンプルポンプ（A）において、汲み上げ不能が認められたため、当該ポンプを点検・修理	D	
17	5号機	タービン建屋モータコントロールセンタ（5C-1）の「過負荷トリップ」警報発生及び中央制御室空調機のトリップ事象が認められたため、対応検討	B	
18	5号機	停止中の空気抽出器（B）第2段作動蒸気入口圧力計において、指示不良（ドリフト）が認められたため、当該圧力計を点検・修理	D	
19	6号機	タービン建屋1階北東側復水前置ろ過装置制御盤脇ページング装置において、通話不良が認められたため、当該装置を点検・修理	D	
20	6号機	主発電機密封油真空槽のブロー弁において、グランド部に油のにじみが認められたため、当該部を点検・修理	D	
21	6号機	廃棄物処理系廃液収集タンク（A・B）液位記録計において、デジタル表示部に破損が認められたため、当該部を点検・修理	D	
22	6号機	プロセス計算機のプログラム調査において、プラント性能計算仕様書の処理周期（循環水入口温度）等に誤記が認められたため、対応検討	C	
23	集中環境施設	高温焼却炉前処理設備ドラム転倒装置（A）内の下部において、堆積物（コンクリート片及び保温材）の蓄積が認められたため、当該部を点検・清掃	D	

【凡例】

公表区分	事象の概要	主な具体例
区分Ⅰ	法律に基づく報告事象等の重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・計画外の原子炉停止</li> <li>・発電所外への放射性物質の漏えい</li> <li>・非常用炉心冷却系の作動</li> <li>・火災の発生 など</li> </ul>
区分Ⅱ	運転保守管理上、重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・安全上重要な機器等の軽度な故障（技術基準に適合する場合）</li> <li>・管理区域内の放射性物質の軽度な漏えい</li> <li>・原子炉等への異物の混入 など</li> </ul>
区分Ⅲ	運転保守管理情報の内、信頼性を確保する観点からすみやかに詳細を公表する	<ul style="list-style-type: none"> <li>・計画外の原子炉または発電機出力の軽度な変化</li> <li>・原子炉の安全、運転に影響しない機器の故障</li> <li>・主要パラメータの緩やかな変化</li> <li>・人の負傷または病気の発生 など</li> </ul>
その他	上記以外の不適合事象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日常小修理 など</li> </ul>

<原子力発電所における不適合事象の是正管理>

原子力発電所では、設備の健全性を維持し、安全運転を継続するため、発電所設備の定期検査や運転中の巡視点検、定例試験、点検・修理等を行っております。その中で、「不適合」が発見された場合には、「不適合管理マニュアル」に基づき、必要な是正措置を講じることとしております。

\* 「不適合の定義」（JEAG4101-2000より）

本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）

不適合管理グレード分け（不適合管理委員会にて決定）

- A s : 法令、安全協定に基づく報告事象  
プラントの性能、安全性に重大な影響を与える事象
- A : 保安規定に関わる不適合事象  
定期検査工程へ大きな影響を与える事象
- B : 国の検査等で指摘を受けた不適合事象  
運転監視の強化が必要な事象
- C : 品質保証の要求事項に対する軽微な不適合事象
- D : 通常のメンテナンス範囲内の事象
- 対象外 : 消耗品の交換等の事象

<注 意>

掲載内容に関するお問い合わせにつきましては、下記のお電話までお願いいたします。

電 話 : 0240-32-3432 福島第一原子力発電所・広報部・情報発信グループまで